

【1992年5月】介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
労働省

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の概要

一 趣旨

我が国における高齢化の急速な進展等の状況の下で、今後、介護労働力の需要が増大することにかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図るための所要の立法措置を講ずる。

二 概要

(1) 介護雇用管理改善等計画の策定等

労働大臣は、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定し、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して必要な要請を行う。

(2) 介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等

- イ 特定事業主は、介護労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。
- ロ 認定事業主に対して雇用福祉事業として必要な助成援助を行う。

(3) 介護労働安定センター

イ 労働大臣の指定

労働大臣は、介護労働者の福祉の増進に関する総合的な支援機関として介護労働安定センターを指定し、次の業務を行わせる。

ロ 業務

情報・資料の収集・提供、 介護労働者の福祉の増進を図るための援助事業の運営、 国の給付金の支給、 調査研究、 相談援助、 介護労働者に対する研修、 職業紹介事業者に関する情報の提供

(4) 雇用促進事業団の業務

- イ 介護労働者の福祉の増進のための施設・設備を設置・整備する事業主、職業紹介事業者等に対して、施設・設備の設置・整備に要する資金の借入れに係る債務保証
- ロ センターの行う介護労働者の福祉の増進を図るための援助事業の運営事務に対する助成

(5) 施行期日

この法律は、公布の日から三月以内で政令で定める日から施行する。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の概念図

